

改正案	現行
<div data-bbox="152 217 344 288" data-label="Section-Header"> <h1>第6章</h1> </div> <div data-bbox="385 213 768 272" data-label="Section-Header"> <h2>原子力災害対策</h2> </div> <div data-bbox="389 363 813 406" data-label="Section-Header"> <h3>第1節 計画の基本方針</h3> </div> <div data-bbox="143 464 412 501" data-label="Section-Header"> <h4>▶ 第1 基本方針</h4> </div> <div data-bbox="224 529 1079 710" data-label="Text"> <p><u>本町には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力施設の立地は無く、また、宮城県地域防災計画原子力災害対策編による「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」（原子力施設から概ね30km圏）に定める地域にも、本町の地域は含まれていない。</u></p> </div> <div data-bbox="224 713 1079 1075" data-label="Text"> <p><u>しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、農産物の出荷制限や観光への風評被害、さらには、健康に対する影響についての不安など、町民の生活や社会経済活動等において様々な影響が及んでいる。さらに、福島県と隣接する本町においては、「放射性物質汚染対処特措法（平成23年8月30日（法律第110号）」（以下「特措法」という。）に基づく汚染状況重点調査地域に指定され、特措法に基づいて策定した除染実施計画（計画期間：平成23年度～27年度）に従い、放射線が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を減少させるため除染等の放射線量低減対策を実施している。</u></p> </div> <div data-bbox="224 1078 1079 1259" data-label="Text"> <p><u>こうした状況を踏まえ、原子力事業所等（核燃料物質等輸送中の事故を含む）の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定し、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。</u></p> </div>	

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第2節 予防対策</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>▶ 第1 環境放射線モニタリングの実施</p> <p><u>町及び県は、相互に連携しながら、平常時から空間放射線量のモニタリングを実施し、緊急時における対策の基礎データとして用いるためのデータ収集・蓄積に努める。</u></p> <p>▶ 第2 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p><u>町は、国、県、原子力事業者、その他の防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備に努める。その際には、夜間、休日の場合等においても対応できるよう考慮する。</u></p> <p>▶ 第3 屋内退避、避難誘導等</p> <p><u>町は、広域的な避難に備え、他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うとともに、県外への避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</u></p> <p>▶ 第4 原子力防災に関する知識の普及と啓発</p> <p><u>町は、国、県及び原子力事業者と協力して、町民等に対し平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めるため、必要に応じて原子力防災に関する次に掲げる事項について普及啓発に努める。</u></p> <p><u>(1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること</u></p> <p><u>(2) 原子力災害とその特殊性に関すること</u></p> <p><u>(3) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること</u></p> <p><u>(4) 県等が講ずる対策の内容に関すること</u></p> <p><u>(5) 屋内退避、避難に関すること</u></p> <p><u>(6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること</u></p> <p><u>(7) 教育機関等における普及と啓発に関すること</u></p> <p><u>(8) 町職員に対する知識の普及に関すること</u></p>	

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第3節 災害対策本部の設置</p> <hr/> <p>▶ 第1 災害対策本部の設置</p> <hr/> <p>1 設置基準 <u>(1) 原子力事業所の事故により、放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるとき。</u> <u>(2) その他、町長が必要と認めたとき。</u></p> <p>2 組織及び運営 <u>災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、丸森町災害対策本部条例、丸森町災害対策本部運営要綱及び第2章第6節「職員の配備体制」に定めるところによる。</u></p> <p>▶ 第2 災害応急対策要員の参集</p> <hr/> <p><u>配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については、第3章第1節「防災活動体制」に定めるところによる。</u></p>	

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第4節 応急対策</p> <hr/> <p>▶ 第1 災害時のモニタリング</p> <hr/> <p>町は、<u>県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリング測定が円滑に行われるよう協力するとともに、必要に応じて測定箇所、測定頻度等を増やしてモニタリングを実施する。</u></p> <p>▶ 第2 情報の収集・伝達</p> <hr/> <p>1 情報の収集・連絡 <u>町は、国・県や原子力事業者との連携することで、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供を受けるように努める。</u></p> <p>2 町民への的確な情報伝達 <u>町は、町民等に対し、多種多様な媒体を活用して迅速かつ的確に必要な情報及び指示の伝達を行うように努める。なお、伝達方法については第3章第4節「災害広報活動」に定めるところによる。</u></p> <p>3 町民等からの問い合わせに対する対応 <u>町は、県と連携し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜産物の生産等に関する相談などに対応する窓口を設置し、速やかに町民等からの問い合わせに対応する。</u></p> <p>▶ 第3 屋内退避及び避難誘導</p> <hr/> <p><u>町は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県で受入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害援助の実施に協力するよう指示することとされている。</u></p>	

改正案	現行
<p>1 屋内退避対象地域 <u>屋内退避の対象地域となった町民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。</u></p> <p>2 避難誘導 <u>避難誘導にあたっては、災害時要援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</u></p> <p>3 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示 <u>退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、町民等の退避・避難状況を的確に把握するように努める。</u></p> <p>▶ 第4 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>1 飲料水、飲食物の摂取制限 <u>町は、国及び県の指導・助言及び指示があったとき又は、放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するときは、摂取制限等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p>2 農林畜産物の採取及び出荷制限 <u>町は、国及び県の指導・助言及び指示があったとき又は、放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するときは、出荷制限等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p>3 飲料水、飲食物の供給 <u>町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、第3章第6節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、県と協力して関係住民等への応急措置を講ずる。</u></p> <p>▶ 第5 広域避難者の受入れ</p> <p><u>他の市町村から本町域内に避難を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと、収容施設の供与及びその他の災害援助に必要な協力活動の実施に努める。</u></p>	

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第5節 復旧対策</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>▶ 第1 放射性物質により汚染された土壌等の措置</p> <p><u>町は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力する。</u> <u>また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。</u></p> <p>▶ 第2 風評被害等の影響の軽減</p> <p><u>町は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県及び関係団体と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林業、地場産業等の商品等の安全性のPR及び適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。</u></p> <p>▶ 第3 心身の健康相談</p> <p><u>町は、県とともに、必要に応じて町民等からの心身の健康に関する相談に応じるとともに、内部被ばく線量を検査するための体制整備に努める。</u></p>	